

離婚届

*離婚届の内容が戸籍や住民票に反映されるまで日数がかかります。(詳細は、窓口でお尋ねください。) また、松山市以外に本籍や住所を置いている方は、直接その市区町村にお問い合わせください。

*離婚届と同時に住所を変更する場合、住民異動届を提出する必要があります。ただし、休日・夜間窓口に提出する場合は、住民異動届の受付はできません。後日、住民異動届を窓口にご提出ください。

戸籍担当 089-948-6344 住民記録担当 089-948-6337

離婚届出後、お子さんを離婚後の母（父）の戸籍に入れるためには・・・

① 家庭裁判所の許可申立

② 松山市役所への入籍届

*入籍する子が15歳以上は本人、15歳未満は法定代理人が申立人となります。

*持参する書類

離婚後の子及び母（父）の戸籍謄本 110円切手
手数料(1名につき800円の収入印紙) 認印 など

※詳しくは、松山家庭裁判所 家事事件受付係
(電話：089-942-0077)

*入籍する子が15歳以上は本人、15歳未満は法定代理人が届出人となります。

*持参する書類

入籍届

子の氏の変更許可審判書の謄本

■ の手続は市民課・各支所で手続できます

※項目内のⒶは市民課、Ⓑは中島支所、Ⓒは北条支所です。

※市民課の受付延長時（毎週木曜日、毎月第2土曜日）は、他市や関係各課に確認が取れず、受付できない場合があります。

★の手続はオンラインで手続できます

QRコード 左の二次元コードからも手続が可能です。

←松山市ホームページ「オンライン手続」

QRコード ※マイナンバーカードが必要な手続あり

離婚に関連するおもな手続き

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続	必要なもの	該当	お問い合わせ先 (市外局番 089)
マイナンバーカードをお持ちの方 →追記欄満欄の方	(住所・氏名の変更が反映された後) ・券面記載事項変更届 ・署名用電子証明書発行申請 再交付申請（特急発行） (30日以内) (登録印に前の氏が含まれている方) 自動的に廃止	・マイナンバーカード ・暗証番号数字4桁 ・暗証番号英数字 6～16桁 ・マイナンバーカード ・本人確認書類もう1点		市民課 (本館1階) 948-6569
印鑑登録をしている方	新規申請			市民課 (本館1階) 948-6338
旧氏併記を希望する方 →登録している旧氏を変更したい方 →登録している旧氏を削除したい方	変更申請 削除申請	※窓口でご相談ください		市民課 (本館1階) 948-6337
本人通知制度を登録している方	(市外在住で氏名・住所等が変更になる場合や本籍を松山市内に異動した場合) 変更届			市民課 (本館1階) 948-6342

保険年金

国民健康保険に加入している方 →他の保険に加入する方 →他の保険から 国民健康保険に加入する方	(住所・氏名が変更になる場合) 変更届 ※限度額認定証は別途手続が必要 ★資格喪失届 加入手續	・資格確認書等 ・新しい保険に加入したことわかる資格確認書等 ・前の保険の資格喪失証明書		健康保険課 (別館3階) 948-6363 ※限度額認定証は 保険給付・年金課 (別館3階) 948-6361
75歳以上の方 または65歳以上で 後期高齢者医療制度に加入している方	(氏名・負担割合等が変更になる場合) 資格確認書等は郵送			健康保険課 (別館3階) 948-6941
国民年金[3号] (厚生年金等の被扶養配偶者)の方	国民年金[1号]への切替	・年金手帳又は基礎年金 番号通知書 ・資格喪失証明書など		保険給付・年金課 (別館3階) 948-6356

高齢介護

65歳以上の方 または介護認定を受けている方	(住所・氏名が変更になる場合) 介護保険証は郵送			介護保険課 (別館2階) 948-6919
---------------------------	-----------------------------	--	--	-----------------------------

下記にあてはまる方は世帯にいますか? あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続	必要なもの	該当	お問い合わせ先 (市外局番 089)
障がい	身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方	(住所・氏名が変更になる場合) 変更届 ※身体・療育は①・②でも可	・各手帳	障がい福祉課 (別館1階) 948-6936 948-6018
	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方			
	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	(住所・氏名・保護者・保険が変更になる場合) 変更届	(保険変更の場合) ・受給者の健康保険の資格確認書等	障がい福祉課 (別館1階) 948-6936
こども	小学生・中学生のお子さんがいる方	(保護者を変更する場合) 学校に連絡してください。		学校教育課 (第4別館3階) 948-6870
	児童手当を受給している方 (公務員以外)			
	→氏名等が変更になる方	★氏名・口座等変更届		子育て支援課 (別館2階) 948-6354
	→受給者が変更になる方	★認定請求	※子育て支援課にご相談ください	
	児童扶養手当の受給を希望する方	児童扶養手当の申請 ※①でも可	※一定の要件があります。 子育て支援課にご相談ください。	子育て支援課 (別館2階) 948-6845
	子ども医療費受給資格証をお持ちの方	(住所・氏名・保護者・保険が変更になる場合) ★変更届	(保険変更の場合) ・子どもの健康保険の資格確認書等	子育て支援課 (別館2階) 948-6888
	ひとり親家庭医療費受給者証の申請を希望する方	新規申請 ※①でも可	※一定の要件があります。 子育て支援課にご相談ください。	
	愛顔っ子応援券(おむつ券)が交付されている方	(保護者が変更になる場合) 変更申請	・おむつ券	子育て支援課 (別館2階) 948-6418
税金	養育費の取り決め等ご相談がある方	養育費・親子交流等について相談することができます。		福祉・子育て相談窓口 (別館1階) 948-6749
	各種市税をお支払いの方で口座名義人の氏名が変更になる方	口座振替の変更届 ※①・②でも可		納付推進課 (本館2階) 948-6270
その他	市県民税・森林環境税をお支払いの方	確定申告又は年末調整時に、寡婦控除・ひとり親控除等の申請ができる場合があります。		市民税課 (本館2階) 948-6291
	犬を飼っている方	(所有者・所在地が変更になる場合) 所在地等変更届 ※マイクロチップ登録の方はオンライン上で手続	・登録番号の分かるもの(鑑札など)	生活衛生課 (保健所1階) 911-1862

松山市コールセンター
089-946-4894

〒790-8571
愛媛県松山市二番町4丁目7番地2

開庁時間 午前 8時30分 ~ 午後 5時

※市民課のみ以下の時間、開庁しています。(祝日・年末年始除く)

木曜日の 午後7時まで

第2土曜日の 午前 8時30分 ~ 午後 5時